

政策評価部会分科会の進め方等について

～令和元年度政策評価・施策評価～

1. 政策評価部会各分科会の審議・判定の範囲について

- ・「宮城の将来ビジョン」, 「宮城県震災復興計画」及び「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の体系に基づき, 21政策, 56施策を審議・判定する。
- ・判定の対象は, 「政策・施策の成果」に係る県の評価原案の妥当性とする。
- ・「政策・施策を推進する上での課題と対応方針」については, 県の評価原案に対して, 適宜, 委員から意見をいただくこととする。

2. 分科会の進め方

- ・審議・判定の体制は, 委員3人×3分科会構成を基本とする。
- ・開催回数は, 各分科会3回程度とする。
- ・審議の効率化及び審議結果等の明確化を図るため, 下記の点に留意する。
 - 質疑事項の事前提出及び県回答の事前準備を可能な限り行う。
 - ※質疑事項の提出は事前にご連絡する提出日までとし, 県は分科会の前日までに回答を作成する。
 - 分科会の質疑応答前に論点整理を行い, 質疑事項の事前提出に対する県の回答を踏まえて対面審議・書面審議の選定を行う。
 - ※書面審議とする政策・施策の選定基準(当日審議対象の半数を目安とする)
 - 次のいずれかに該当する政策・施策は, 対面審議を行わず, 書面審議とする。
 - イ 事前に質疑事項が出されていないもの。
 - ロ 分科会の委員全員が対面審議を希望しないもの。
 - ハ 対面審議を実施しなくとも, 県の自己評価の妥当性に係る判定が可能であるもの。
 - (例1) 基本票の記載内容が十分と認められるもの。
 - (例2) 事前に質疑事項が出されているが, 書面回答によって解決されたもの。
 - ニ 上記のほか, 各分科会において対面審議を要しないと判断したもの。
 - 対面審議となった政策・施策については, 判定を行うために必要な「質疑事項」を厳選する。
 - 対面審議となった政策・施策評価に係る質疑応答時間は, 1政策につき10分, 1施策につき15分を目安に行う。
 - 対面審議における質疑への回答は政策・施策評価担当課室が中心となって行うが, 必要に応じて目標指標等及び事業の担当課室も行う。
 - ※政策に係る対面審議においては, 政策評価担当課室及び施策評価担当課室が出席することを基本とする。
 - ※施策に係る対面審議においては, 関係する政策評価, 施策評価, 目標指標等及び事前の要質疑事項に関連する事業の担当課室が出席することを基本とする。
 - 審議を行った政策・施策について, 県の評価原案に対する委員意見の集約を行い, 判定及び判定理由等の決定を行う。